

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和3年度第3回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和3年9月29日(水曜日) 午後1時30分～午後3時10分
3 会議の開催場所	ときわ会館5階 小ホール
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀(会長) 内田 裕子 岩崎 万智子 桑原 菜津子 藤巻 眞理子 今川 夏如 齋藤 幸枝 田中 孝之 谷崎 美智子 野辺 明子
5 欠席者名	0人
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 (1) 電子計算機の結合について (事務の名称 生活排水処理(下水道及び浄化槽)適正管理事務) (2) 電子計算機の結合について (事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス) (3) 電子計算機の結合について (事務の名称 マイナポータル サービス検索・オンライン申請機能(ぴったりサービス)) 【報告】 個人情報取扱事務の報告について (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行い、了承を得た。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118(直通)
11 その他	

## 会 議 録

会 議 名：令和3年度第3回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会

開 催 日：令和3年9月29日（水）

開催時間：午後1時30分から午後3時10分まで

開催場所：ときわ会館 5階 小ホール

委 員：馬橋 隆紀（会長） 内田 裕子  
岩崎 万智子 桑原 菜津子  
藤巻 真理子 今川 夏如  
齋藤 幸枝 田中 孝之  
谷崎 美智子 野辺 明子

### 議 題

#### 【議案】

- (1) 議案第 1 号 電子計算機の結合について  
(事務の名称 生活排水処理（下水道及び浄化槽）適正管理事務)
- (2) 議案第 2 号 電子計算機の結合について  
(事務の名称 埼玉縣市町村電子申請サービス)
- (2) 議案第 3 号 電子計算機の結合について  
(事務の名称 マイナポータル サービス検索・オンライン申請機能（ぴったりサービス）)

#### 【報告】

- (1) 個人情報取扱事務の報告について

事 務 局：総務局総務部長

総務局総務部参事 兼 行政透明推進課長

総務局総務部行政透明推進課 行政透明推進係長

総務局総務部行政透明推進課 主任

穂刈 浩

徳永 康洋

堀切 昇

中元 貴之

発言者	発言内容
1 開 会	
事務局	<p>本日は御多用のところ、委員の皆様には御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、議案が3個ありまして、ちょっと時間が長くなるかもしれませんので、休憩を交えつつ進行をしていきたいと思っております。</p> <p>それでは、ただいまから令和3年度第3回さいたま市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。</p> <p>本日の定足数でございますが、定員10名のところ全員が出席となりますので、会議は成立しております。</p> <p>なお、本日は傍聴を希望される方はいらっしゃいません。</p> <p>まず初めに、配付資料の確認をさせていただきます。本日の次第でございます。それと次に、本日追加で配付させていただいております議案第3号の補足資料でございます。また、既に委員の皆様へ送付させていただいております議案第1号から第3号に係る電子計算機結合に関する意見照会書、報告資料（1）の個人情報取扱事務に係る届出について（報告）でございます。</p> <p>資料はお揃いでしょうか。</p> <p>（資料確認）</p> <p>それでは、本日の議案は3件となります。これからの議事進行につきましては審議会条例第6条第1項で会長が議長になることと規定しておりますので、馬橋会長、よろしく願いいたします。</p>
2 議 題	
議案第 1 号	<p>電子計算機の結合について（事務の名称 生活排水処理（下水道及び浄化槽）適正管理事務）</p>
議長	<p>皆様、本日はお忙しい中、ありがとうございます。</p> <p>それでは、第1号議案から、議案が多いようございますので、要領良くやるようにいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>では、第1号議案について、実施機関のほうで御説明お願いいたします。</p> <p>〔実施機関（環境対策課）入室〕</p>
議長	<p>御苦労様でございます。それでは、生活排水処理の関係の電子計算機結合ということでございます。</p>

それでは、御所属とお名前をおっしゃっていただいて、御説明を簡潔にお願いいたします。

実施機関 環境対策課長の市川と申します。よろしくお願ひいたします。座らせていただいて、御説明いたします。

お手元に資料は配られているかと思いますが、本日は生活排水処理適正管理事務に伴う浄化槽台帳の整備のための電子計算機の結合について御審議をお願いいたします。

まず、お手元にあります資料1ページ目になります。初めに、1番の事業概要について御説明します。現在使用している浄化槽台帳システムの状況を踏まえて説明を申し上げます。

令和2年4月1日に改正浄化槽法が施行され、浄化槽台帳の整備が市長に義務づけられました。浄化槽台帳の整備は、浄化槽の維持管理指導のために必要不可欠ですが、現状のシステムではデータの入力や国、県への報告業務の多くを職員が手入力で行っていたため、大きな負担となっております。このためデータ入力の電算化が可能となるZ-joinを導入することで業務が効率化され、浄化槽の維持管理指導も効率化されることが期待されております。

Z-joinは、機器リースや保守業務などが無いLGWAN回線を利用するため、さいたま市個人情報保護条例第8条第2号の規定により、御審議いただくものでございます。

続きまして、2番、Z-joinを導入するメリットについて御説明申し上げます。2番の資料の記載6項目ございますが、浄化槽台帳への記載事項が現状のシステムでは対応できない項目もあります。一方で、Z-joinには全ての項目が網羅されております。また、法改正等により今後追加入力項目が発生した場合、通常システムでは改修に費用が発生することになりますが、Z-joinでは無料で項目追加が自動的に行われるため、追加費用はございません。入力業務に取られていた労力をZ-joinの導入により、維持管理指導に充てるようになります。

続きまして、3番、取り扱う個人情報について御説明を申し上げます。こちらも1枚目、2ページ目にまたがりませんが、11項目ございます。多くが現状の浄化槽台帳に記載されている項目です。Z-joinの特徴として、位置情報を利用して浄化槽の位置を定めることが現システムとの異なる点となっております。

なお、法改正により追加となった項目は、2ページ目の4行目に記載のあります維持管理実績になります。現状のシステムでは、維持管理の契約をしている業者の名称のみを管理しておりましたが、法改正により何月何日に点検を行った等の維持管理の

記録も入力することとなりました。この維持管理の記録を職員が手作業で入力した場合、膨大な時間を要することになりますが、Zーj o i nでは電算化されますので、業務の効率化に繋がります。

続きまして、4番、Zーj o i nのネットワーク構成図について簡単に説明申し上げます。2ページ目の略図のとおりですが、L G W A N回線を利用しますので、外部への情報漏えいのおそれはございません。電子計算機の結合部はL G W A Nとデータセンターとの間となります。

なお、Zーj o i nはインターネットブラウザ上で入力するため、ソフトのインストールや執務室内のサーバーを設置することはありません。

続きまして、5番、セキュリティー対策について御説明申し上げます。ネットワークについて、さいたま市側については、繰り返しになりますが、L G W A Nを使用して結合しており、デジタル改革推進部 I C T政策担当からは承認を受けております。

また、データは全てデータセンターのサーバー上に保持いたします。システムについては、Zーj o i nは地方公共団体情報システム機構の承認を受けたシステムでございます。ID、パスワードにより市職員以外は閲覧、利用することができない仕組みとなっております。データセンターについても、地方公共団体情報システム機構の承認を受けた事業者が管理、運営しております。

続きまして、3ページ目の6番になります。Zーj o i nの結合先についてでございます。提供法人は、一般社団法人全国浄化槽団体連合会でございます。こちらの法人については、附属の資料の4ページ目の用語説明にもございますが、浄化槽の適正な利用を推進する全国組織でございます。正会員は全国の47都道府県で、環境省とも連携した業務を行っており、信頼性は非常に高いと判断しております。

データセンター管理会社でございますが、東日本電信電話でございます。これは、N T T東日本となっております。

続きまして、7番、県内自治体の導入状況についてでございますが、埼玉県のほか、資料に記載された県内自治体で既に導入済み、または導入見込みとなっております。埼玉県への報告事項等についてですが、県と同一のシステムを利用することになるため、集計に要する時間を現在よりも削減できるものとなっております。

最後でございますが、今後のスケジュールを御説明いたします。予定では、来年度5月から導入に向けた研修会、6月にデータ移行を行いまして、7月から本格的に運用を開始する計画となっております。

説明は以上となります。浄化槽台帳の電子結合について御承認いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長 御苦労さまでした。

浄化槽台帳に載せる件数は何件あるのでしょうか。

実施機関 10万件ほどになっております。

議長 さいたま市内の件数ですか。

実施機関 はい、そうです。

議長 最初のページに書いてある個人情報の内容というところでは、識別番号と氏名と居住状況しか書いていないのだけれども、裏を見ると、取り扱う個人情報で管理情報とか法定検査結果とかというのが書いてあるのだけれども、これはどういう関係ですか。

実施機関 こちらの台帳のほうは、もう既に令和2年の6月25日に作られているものでして、これがこの業務だとかこういうものを扱いますという形なのですけれども、こちらの説明資料ですと、もうちょっと詳しく載せたという形なので、こちらを変えてしまうわけにはいかなかったものですから……

議長 だけれども、取り扱う個人情報が何かというのは、一応ちゃんとしないといけないのではないですか。これ一番上は申請書でしょう。であれば、ここに、それは別に「等」でも構わないし、あるいは別紙でつけてもいいのだけれども、繋ぐ情報と量が全然違うのではないですか。

実施機関 それでは、こちらの台帳のほうの項目について、恐らくその他というチェックボックスがあるので、そちらに追加するような方向で考えていければと思います。

田中委員 その他ってどこにあるのですか。

実施機関 この基本的事項の、今だと識別番号、氏名、住所、居住状況とかというところの四角くなっているところです。

内田委員 台帳のほうは聞いていないと思います。一番最初のページです。

議長 それが嫌だなと、それはちょっと重要な点ではないですか。

実施機関 申請書の照会、意見照会書のことですか。

議長 それが一番大事なことから。この裏側というのは今回の説明のために作ってくれたものですよね。

実施機関 すみません。意見照会書のほうの3行目の欄というところですね。

議長 だから、これしか繋げないですよ。言っては悪いけれども、ここに出ているのしか繋げないですよ。

実施機関 すみません。では、そこは先ほど御説明した資料の11項目になりますので、改めて、そこは追加させていただきます。

議長 そうすると、もう一回このために開くというわけにはいかないし、3番のところに

書いてあるどれとどれを加えられると書けばいいですか。

実施機関 基本、11項目全てになりますので。

議長 これが全部だというわけですね。それと、1番目に書いてあるやつとは全部ダブっているのですか。ダブっているというか、それでいいのですか。違うのではないのですか。例えば種類とかそういうのはどうなるのですか。

実施機関 こちらは設置者名とか管理者名という部分になります。

議長 それも繋ぐのでしょうか。

実施機関 はい。

議長 ここに書いてある11を結合するということだけでいいのですか。

実施機関 でございます。すみません。

議長 ほかは要らないのですね。

実施機関 はい。すみません。

議長 では、こっちは削ってしまって、住所、居住状況になっている、現在の意見照会書の内容はどうするのですか。

実施機関 基本的には使用の状況ですので、住んでいない場合は使っていないというような状況になりますので、基本的には管理しているという方のお名前が結合できれば間に合うような状況です。

議長 では、この照会書の個人情報の内容については、この11項目だということでもいいのですね。

実施機関 はい、そうです。

議長 だそうです。

実施機関 申し訳ございません。

議長 それもきちんとしておかないと困ります。これだと一番上だけが独り歩きすることになる。独り歩きというか、それは当然なのだけれども。

どうでしょう、いかがでしょうか。10万件もあるようですから、大変だなと思います。

内田委員 一番最後の事務台帳のほうでは、対象者数が55万3,000人となっているのですが、先ほど10万件の誤差というのはどういうことなのでしょう。だから、1世帯当たり、1家族当たり、例えば1人世帯とは限らないですけども、10万件で55万だと単純に割ると、1世帯5人という計算になってしまうので。

実施機関 一応こちらの台帳は、公共下水道の使用者と浄化槽の使用者で足された数字で入っていますので……

内田委員 下水道及び浄化槽という……

実施機関      という形になっていますので、こういう数字になっています。

議長            そのほか何かございますか。

                  繋ぐほうも繋がれるほうもちゃんとしているようですけれども、よろしゅうございますか。

                  〔「はい」と言う者あり〕

                  では、これについてはこの要件ですね。公益上特に必要があるということで、同意するということでよろしいでしょうか。よろしいですか。

                  (異議なし)

                  では、そういたします。

                  どうも御苦労さまでした。意見照会書のその辺ちよっときちんとしておいてください。何か文書か何か出してもらうのですか。意見照会書を直しますか。

事務局         差し替えをいただければ、それで対応させていただきます。

議長            では、お願いします。

                  〔実施機関（環境対策課）退室〕

---

議案第 2 号      電子計算機の結合について（事務の名称 埼玉県市町村電子申請サービス）

---

議長            お呼びしてください。

                  〔実施機関（デジタル改革推進部）入室〕

実施機関       デジタル改革推進部の須藤と申します。よろしく申し上げます。

実施機関       仲田と申します。よろしく申し上げます。

議長            これ全部説明はしてくれるのですか。説明は全部するけれども、1項目ずつ区切るということだったよね。そういう進行でいいのですね。

事務局         はい、そうです。

議長            では、よろしく申し上げます。

実施機関       では、説明をさせていただきます。よろしくお願いいいたします。着座にて失礼します。

                  まず初めに、電子申請サービスの電子計算機結合について御説明するのですが、まず最初に、議案第2号のほうです。埼玉県市町村電子申請サービスについて説明させていただきます。

                  資料なのですけれども、おめくりいただいて、資料1ページを御覧ください。初めに、電子申請サービスの電子計算機結合について御説明いたします。

                  電子申請サービスとは、自宅や職場などのパソコンやスマートフォンからインターネットを利用して申請届出をすることができるサービスでございます。

                  また、市民の皆様がインターネットを利用して安心安全に電子申請を行っていただ



くため、申請等の情報を送受信する際の通信経路の暗号化を行っておりますとともに、不正アクセスの排除、データの改ざん防止、ウイルス対策など、万全なセキュリティ体制を取っております。

2の利用イメージについては、イメージ図のほうに埼玉県電子申請システムと書いてありますが、こちらのほうなのですが、システム本体の契約は埼玉県が一括して行い、さいたま市をはじめとする県内各自治体は埼玉県と協定を結ぶ形でシステムを利用しております。

さいたま市の市民の皆様から申請をいただいた情報につきましては、さいたま市にて管理しているスペースに保存されており、さいたま市以外の埼玉県及び県内の他市町村からはアクセスできない仕組みとなっております。

下段の図になりますが、市民の皆様からいただいた申請情報の受け取りにつきましては、各業務担当課がさいたま市で管理する専用回線用端末を用いて申請情報を受け取り、申請に対する処理を行っております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。電子申請サービスでは、手続を追加する都度、審議会への意見照会が必要かどうか、こちらの基準に照らして判断することとしております。本日お諮りする手続は、判断基準の4番、その他に該当することから、新たに電子申請サービスに追加するに当たり、意見照会させていただくものです。

本日お諮りする手続ですが、お手元にあります別紙「電子申請追加手続一覧」、こちらのほうに記載されております28種類の手続についてお諮りいたします。

それでは、各手続について御説明いたします。資料の4ページを御覧ください。こちらは年金医療課所管の後期高齢者医療保険料納付方法変更届についてです。この手続は、後期高齢者医療制度の被保険者が保険料の納付方法を特別徴収から口座振替による普通徴収へ変更することを申し出るものです。現在は、書面により受け付けておりますが、市民の利便性向上のため電子申請で受付ができるようにしたいと考えております。

根拠法令でありますさいたま市後期高齢者医療に関する条例に書面等により行うことの規定はなく、デジタル手続法、またはオンライン条例の対象とならないため、意見照会が必要となっております。電子計算機の結合により取り扱う個人情報、被保険者の住所、氏名、電話番号、振替口座情報です。

利用イメージにつきましては、利用者から届出をいただいて受付を行い、また金融機関のほうにも利用者が申請をするという形になっておりまして、これも利用者がさいたま市に申請する部分につきましては、今回お諮りするものでございます。年金医療課の手続については以上となります。

議長 まず、最初はそういうことだそうです。  
何か御質問等ございますか。  
年間どれぐらいあるのですか。

実施機関 年間100件程度と聞いております。

議長 そういことですが、よろしゅうございますか。  
〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、これは同意するというふういたします。  
では、次お願いします。

実施機関 続きまして、資料5ページ目を御覧ください。こちらが高齢福祉課所管の高齢者福祉総合申請書についてでございます。

議長 2番ですね。

実施機関 2番です。この手続は、各種高齢者福祉サービスの利用を希望する場合に、1枚の申請書で総合的に申請をしていただくものでございます。現在は、書面により受け付けておりますが、申請件数が年間約2万件と非常に多いことから、市民等の利便性向上と事務作業の効率化、両面から電子申請サービスでも受付ができるようにしたいと考えております。

手続の根拠法令となる事業ごとの要綱につきましては、デジタル手続法、またはオンライン条例の対象とならないため、意見照会が必要となっております。

電子計算機結合により取り扱う個人情報とは、氏名、住所、現在地、生年月日、電話番号、課税情報、生活保護受給状況、介護保険の所得段階及び納入状況、要介護状態の区分、病名、入院歴、かかりつけ医、排尿、排便の介助の実態、本人との関係となっております。

高齢福祉課の手続については、以上となります。

議長 いかがでしょうか。これもよろしゅうございますか、手続の問題。  
では、これも同意するというふういたします。

実施機関 続いて、資料の6ページを御覧ください。介護保険課所管の介護保険住所地特例施設入退所連絡票についてです。

この手続は、さいたま市から転出後もさいたま市が保険者となる場合に住所地特例施設から送付される連絡票を用いてさいたま市の被保険者の住所及び資格の管理をするものです。

現在は、書面により受け取りますが、市外の施設から送付されるものであり、オンライン化することのメリットが大きいため、電子申請サービスでも受付ができるようにしたいと考えております。

手続を明文で規定した法令はなく、デジタル手続法、またはオンライン条例の対象とならないため、意見照会が必要となっております。

電子計算機の結合により取り扱う個人情報、氏名、住所、介護保険被保険者番号、入退所日です。

介護保険課の手続については、以上となります。よろしくお願いします。

議長 個人が出すのですか。

実施機関 個人ではなく、施設の方が代理で出させていただきます。

議長 代理はいいのだけれども、個人は個人ですよ。

実施機関 そうです。

議長 施設が代理人になっているということなのですか。

実施機関 本来は、本人に届出義務が法律上はございますけれども、なかなかそういう義務を御存知ない方のほうが多いと思われまして、実態としては施設の方が市町村への協力という形で届出をしてくれていると、代理申請とはまた違った形になっていまして、内容的には本人が届け出るべき内容を代わりに届け出ているのですけれども、届出主体が施設になっているものです。

議長 ちょっと分からなかったのですが、そういう説明になってしまうのですか。

実施機関 代理申請といいますと、あくまで御本人からの届出として市は受け取るわけですが、これについては施設からの届出として受け取ります。ただ、中身については、受け取る中身の情報としては、本来は本人が自分で届け出るべきものであるということなのですから。

議長 これは、一般に法人からの申請もいいのですよね、この電子申請は。

実施機関 はい、大丈夫です。

議長 個人の人だけではなくて、法人も入っているんですよ。

実施機関 入っております。

議長 ということで、要件的には充足しているということになるわけです。

藤巻委員 この記載される個人情報の文書というのは、さいたま市の住所ですか。それとも居住地特例の、例えば川口市であったり戸田市の住所なのですか。

実施機関 施設の住所になります。

藤巻委員 施設の住所。さいたま市が保険者になるわけだから、さいたま市に住所がなくてもさいたま市が保険者になるということですか。

実施機関 はい、そのとおりでございます。

野辺委員 この特例施設入退所って、ほかの自治体からさいたま市内の介護施設に入所したりしている場合の手続というのは結構多いのですか、実情としては。例えばさいたま市

が介護施設がかなり特養も多いから、ほかの自治体で入所できない人がさいたま市に  
こういう特例施設入所の手続を取るというケースが。

実施機関 おっしゃるとおりに、施設の多い少ないによって偏りはあるとは思われるのですけ  
れども、基本的にはお互いさまのところがありますので……

野辺委員 助け合っているということですか、自治体同士で。

実施機関 参考までに、さいたま市の被保険者で他市の施設に入所される方というのが、この  
届出が年200件程度と聞いておりますので、逆も200件程度あるのではないかな  
と思われます。

議長 よろしいでしょうか。

制度としてはよく分からないところもあるのですけれども、それを電子化すること  
は問題ないですね。

では、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 ありがとうございます。

では、続きまして資料の説明をお願いします。

実施機関 続きまして、資料7ページを御覧ください。こちらは、土木総務課所管の公共基準  
点一時撤去・移転承認申請についてです。

この手続は、道路工事等の際に、公共基準点を一時的に撤去、または別の場所に移  
転する必要がある場合に、公共基準点一時撤去・移転承認書の提出を受けて、市が審  
査を行うものでございます。

現在は、書面により受け付けておりますが、利便性の向上のため、電子申請サービ  
スでも受付ができるようにしたいと考えております。

手続の根拠法令となるさいたま市公共基準点維持管理要綱は、デジタル手続法、ま  
たはオンライン条例の対象とならないため、意見照会が必要となっております。

電子計算機の結合により取り扱う個人情報とは、施行者住所、氏名、電話番号、測量者  
氏名、担当者氏名です。

こちらの手続につきましては、以上となります。よろしく願いいたします。

議長 何かございますか。

これ何か所ぐらいあるのですたっけ。

実施機関 基準点の数、すみません、ちょっと把握しておりませんので。

議長 よろしいですか。工事の時ということで。普通のくいとは違いまして、基準点とい  
うのがあるのですよね。たまに見ることもあるのですけれども、業者さんからのやり  
取りなのでしょう、これね。

実施機関 そのとおりでございます。

議長 では、これは結合はよろしいでしょうか。  
〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、次お願いします。

実施機関 さいたま市入居支援制度のほうになります。資料のほうは8ページとなります。  
この手続は、高齢、障害等の事由により、不動産店に行くことが困難な方について、希望条件等を記載した申込書を提出してもらい、埼玉県宅地建物取引業協会支部に住宅情報の収集及び提供をお願いしているものです。  
現在は、書面により受け付けしておりますが、不動産店に行くことが困難な方が対象であり、オンライン化するメリットが大きいため、電子申請サービスでも受付ができるようにしたいと考えております。  
手続の根拠法令となるさいたま市入居支援制度実施要綱は、デジタル手続法またはオンライン条例の対象とならないため、意見照会が必要となります。  
別紙の電子申請追加手続一覧のナンバー6を御覧ください。収集する個人情報について一覧を御覧ください。電子計算機の結合により取り扱う個人情報については、申込み者の氏名、住所、性別、年齢、電話番号、メールアドレス、世帯構成、障害の種類と等級です。  
さいたま市入居支援制度の手続については、以上となります。御審議をお願いいたします。

議長 よろしいですか。  
これは入居したい人がやるわけですね。

実施機関 はい。

議長 業者にはまた違うわけですね。業者には別にやらなくていいのですか。

実施機関 業者からいただく申請書ではございません。

議長 ではないよね。  
よろしいでしょうか。  
〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、そのようにいたします。  
この後というのは消防なの、そうではなく。

実施機関 いや、消防以外もございます。  
あと、課としては2つです。

議長 何番と何番ですか。

実施機関 続いて、査察指導課の所管するものとなるのですが、こちらが一覧で言いますと、

ナンバー7からナンバー26までとなります。こちらのほうは、全て関連しておりますので、手続の方法についても同様のものとなりますので、一括してこれについては、ちょっと説明させてもらえればと思います。

議長 (事務局へ確認) 続けてしまっていていいですね。(事務局から続行の返事あり)  
では、続けます。では、よろしくお願いします。

実施機関 こちらのほうが査察指導課所管のものとなります。これらの手続は、保安三法と呼ばれます火薬類取締法、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく申請、届出等を受理し、審査等をするものとなっております。

現在、これらの手続は全て書面により受け付けておりますが、利便性向上のために電子申請サービスでも受付ができるようにしたいと考えております。手続の根拠法令となる保安三法に書面等により行うことの規定はなく、デジタル手続法またはオンライン条例の対象とならないため、意見照会が必要となっております。

電子計算機結合で取り扱う個人情報につきましては、申し訳ありません、別紙の手続ごとに多少異なる部分がございますので、電子申請手続一覧のほうを御覧いただければと思います。

議長 これもどこどこがこの情報をもらうのでしたっけ。

実施機関 査察指導課で受付をしております。消防局の1部署です……

議長 そうでしょう。消防局というのは、別に独立の実施機関というわけではないですね。主体の問題だけれども。

実施機関 実施機関としまして、この手続の主体はどこかということではなくて、電子計算機結合の対象となっておりますこの電子申請サービスの所管が市長部局のデジタル改革推進部であるということで、我々が電子計算機結合するという考えで、うちのほうから出させていただいております。

議長 消防局のほうも市長部局でいいのですか。

実施機関 消防局は市長部局とは言わないのですが教育委員会の手続もこの後にございますし、手続自体は市長部局ではないものも含まれております。

事務局 市長部局ではないです。ただ、管理者が市長になっていきますので……

議長 そうすると、デジタル改革推進部は全部の情報をもらってしまうわけ、そういうことでいいのですか。

事務局 はい。

議長 それでいいのですか。市民から申請の情報をもらうでしょう。一応どこかで区切られているわけでしょう。

実施機関 デジタル改革推進部でこのいただいた申請の中身を見るということにはございませんので、ただシステム自体はうちのデジタル改革推進部で管理をしているということです。

議長 だけれども、情報の提供をして繋ぐという点ではどうなのですか。単なる疑問ですが。

実施機関 特に問題はないと考えております。

実施機関 情報の安全性という面では、セキュリティーについては確実に担保できておりますので、セキュリティーについては問題はないと考えております。

議長 説明とかそういうのをここでやるのは分かるのだけれども、結合したいとかというのはどこなのかなって、それがちょっと気になったのだけれども、実務的にここで説明したり、繋ぐのはそれで結構だけれども、情報そのものの流れの中にそれが入ってくるのではないですか。

実施機関 情報の流れの中にデジタル改革推進部は間には入らないです。あくまでシステムを用意しているだけで、それぞれの部署で、消防とか市長部局以外にかかわらず、市長部局の中でもそれぞれの部署ごとにそのユーザーIDが分かれておりまして、それぞれに権限設定がされておりますので、お互いのものは見られないようになっておりますし、私たちがこの情報を管理するというわけではございません。

議長 はい、分かりました。ということだそうですねけれども、いかがでしょう、この消防の保安関係の手続ですけども。

内田委員 今のお話と関連するのですけれども、そうなる何かトラブルが起こったときに、問題はどこに報告することになるのでしょうか。それぞれ問題によって、その責任が問われる側は変わってくるということなのではないでしょうか。

実施機関 おっしゃるとおりでして、問題がシステム自体に存在するようなものであれば、デジタル改革推進部を通して、契約は埼玉県が契約しているものなので、埼玉県をさらに経由して、システム業者と協議を行うということになりますし、実際の手続の内容に関する問題であれば、やはり所管課のほうで直接対応していただくということになります。

内田委員 となると、問題が生じたら必ずどこか責任を持って対応してくださるということは保証されているということですね。

実施機関 はい。

内田委員 分かりました。ありがとうございました。

議長 よろしいですか。

そのほかよろしいでしょうか。

では、これについても了承するということよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 あと、2件の御説明ということですか。

実施機関 続いて、資料につきましては、29ページまで飛ばさせていただきます。

こちらは、救急課所管の救急搬送証明についてです。この手続は、救急隊が搬送した傷病者、またはその傷病者の委任を受けた者から搬送事実の証明を求められた場合に、消防署長が証明を発行するものです。

現在は、書面により受け付けておりますが、こちらも利便性の向上のため、電子申請サービスでも受付ができるようにしたいと考えております。手続の根拠法令となるさいたま市救急業務等に関する規程は、デジタル手続法またはオンライン条例の対象とならないため、意見照会が必要となっております。

電子計算機の結合により、取り扱う個人情報、申請者の住所、氏名、連絡先電話番号、搬送証明該当者との関係、事故発生日時、事故発生場所、傷病者住所、氏名と年齢となっております。

救急課の手続については、以上となります。よろしくお願いたします。

議長 何かご質問等がありますか。

内田委員 すみません。これ本人確認ほどの段階でやるのですか、電子申請でやるとすると。

実施機関 申請する際に、入力項目を一通り入力し終えた後に、本人確認を必要とする手続の場合は、マイナンバーカードを利用した電子署名を求める画面が出てきますので、システム上の画面の指示に従って先に進んでいただければ、それで本人確認ができるというふうになっております。

内田委員 マイナンバーカードの番号が必要だということですか。その番号で確認、本人確認。

実施機関 この手続についてマイナンバーカードを使った本人確認を利用するかどうかというのがちょっと確認は取れていないのですけれども、通常、現状の窓口で受け付けている場合は、本人確認書類の提示を受けているということですので、場合によってはその本人確認書類のコピーを添付してもらおうというようなやり方での本人確認の方法もございますし、厳格な本人確認を求めるとなれば、マイナンバーカードを使用した本人確認になる場合もありますし、それは救急課のほうでこれから検討されることだと思います。仮にマイナンバーカードを使った本人確認となった場合でも、マイナンバー自体の入力を求めるわけではなく、カードに組み込まれているICチップの機能を使った本人確認になりますので、マイナンバー自体を扱うわけではないです。

実施機関 いずれにいたしましても、何らかの形でその本人というところの確認を取った上での交付となりますので。



議長 それは、電子結合の対象にはならないのですか。

実施機関 その情報は、電子計算機結合としてさいたま市のほうに送信される情報です。

議長 だから、それを対象に入れなくてはいけないのではないですか。今から作るとか、後から、これから考えるというのでは困るので、委任した人にも渡すので、電子申請を認めるのだったら、どんな資料でやるか、それを結合するのか決めなければ駄目ではないのですか。

実施機関 申し訳ございません。こちらは、この29ページの2番の発行についての下のなお書きに記載されております。申し訳ございませんでした。2の発行についての下から2行目、傷病者本人からの申請の場合は、本人確認書類の提示、いわゆる添付です。委任を受けた場合には、委任状及び本人確認書類の提示を求めます。

議長 だから、これは今現場でやっているのと同じだと思うのだけれども。それでいいのですか、大丈夫なのですか。それを電子結合でできるというふうに考えて……

実施機関 本人確認のやり方によって、受け取る個人情報が増えたり減ったりするわけではございませんので、収集する個人情報の内容としては、別紙の一覧表につけさせていただいているとおりで変わりはありません。

内田委員 電子申請はできるけれども、受け取りは消防署に行かないと受け取れないという解釈でいいですか。

実施機関 そうではないです。原則として、受け取りのためだけに窓口に来ていただくというのは、市民の利便性を考えると好ましくないもので、郵送でお送りできるものについては、原則郵送でお送りするという形で対応するように、デジタル改革推進部のほうから全庁に通知をしておりますので、これについても郵送で送付が可能であると思われまます。

内田委員 郵送であれば、なおさら本人確認、あるいは委任を受けた者の委任状というのが電子申請でどういうふうに確認するのですか。

実施機関 それは、申請の時点で本人確認がきちんとされていれば、その御住所に郵送でお送りする分には、受け取りの際の本人確認というのは、改めて必要ないかなと思います。住民票や税証明に関してもそのやり方でやっておりまして、やり方としては、申請のときに本人確認をせずに、受け取りのときに本人確認をするというやり方もございまして、これはマイナンバーカードの交付の際には、このやり方を取っております。どちらも……

議長 今ちょっと議論がごちゃごちゃになっているのだけれども、本人確認と代理人によるものとは違うと思うのですよね。本人確認というのはその人本人が申請したというのが本人確認で、代理人の場合は、まず本人がその代理人に委任したということが証

明されなければ駄目ですよ。

実施機関 はい。

議長 その代理人がAという人なら、Aだというのが証明されなければならないでしょう。全然違うのでしょうか。

実施機関 おっしゃるとおりです。

議長 だから、そこがどう違うのですか。

実施機関 どちらもシステム上の機能で確認が取れるようになっております。

議長 だって、これから考えるのではなかったですか、さっき消防は。

実施機関 この後……では、そちらの質問については……

実施機関 確認させてもらっていいですか。

議長 だから、委任関係をどういう形でやるのかなと、それだったらそういう関係のものも結合対象になるのではないのというその程度なのです。

実施機関 収集する内容ですよ。収集する情報についてというお話かと存じますので、はい。

議長 では、ちょっと留保しておいていいですか。

実施機関 はい。今抜けてもいいですか。

議長 いいですよ。

実施機関 よろしいですか。その間に……

議長 では、取りあえず次の説明をしてください。

実施機関 よろしいですか。申し訳ございません。

続いて、資料30ページのほうでございます。こちらが教職員人事課の所管するさいたま市立小・中・特別支援学校臨時的任用等教職員の登録についてでございます。電子申請追加手続一覧ですと、ナンバー28についてになります。

この手続は、さいたま市立学校臨時的任用等教職員としての採用選考を希望する者が申し込むものとなります。

現在は、書面により受け付けておりますが、こちらも利便性向上のために電子申請でも受付ができるようにしたいと考えております。手続の根拠法令となるさいたま市立学校臨時的任用等教職員取扱要綱は、デジタル手続法、またはオンライン条例の対象とならないため、意見照会が必要となっております。

電子計算機の結合により取り扱う個人情報、希望職種、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、所有免許状、賞罰、学歴、職歴となります。

教職員人事課の手続については、以上となります。よろしく願いいたします。

議長 いかがでしょうか。

これはなりたい方が登録するのですが、何かご意見ございますか。よろしいで

すか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、これについては代理の問題はないし。

そうすると、進行としてはどうなりますか。その後は。

事務局 一度ここで休憩を入れていただいて、それで今確認されているので、その確認をしていただいた後に、議案第3号に入りたいと思います。

議長 では、5分ぐらい休憩してしまってもいいですか。

事務局 はい。

〔休 憩〕

議長 では、再開します。

では、よろしくお願いします。

実施機関 先ほどの救急搬送証明の委任状等々の取扱いについて、確認取りましたので、説明させていただきます。

実施機関 委任関係の確認につきましては、柔軟に対応するということとして、委任状の添付を求める形もごございますし、住民票を添付していただいて家族関係などが確認できればよしとするということもごございますし、あとは電子申請システムの委任状機能というのがございまして、これはシステム上で御本人が委任状を発行して、代理人が申請をするという機能がございまして、これを活用するというような、なるべく選択肢を広げて対応したいということでした。

実施機関 その際には、その委任された者の氏名、住所等々、こちらに書かれてあるもの、申請者と同様の情報の収集というものは行うという形になります。申し訳ございません。

議長 今ここでちょっと話題になったのだけれども、どうして、搬送証明ってどういうときにもらうのかなと思ひまして。

実施機関 保険会社などから、その保険金が下りるための条件として、こういう証明書を求められることがあるそうです。

議長 動けなくなってしまう人では、委任も何もできないですね。

そういうことだそうですけれども、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 議案第2号、全部了承ということではよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

---

議案第3号 電子計算機の結合について(事務の名称 マイナポータル サービス検索・オンライン申請機能(びったりサービス))

---

議長 では、次に議案第3号、お願いいたします。

実施機関 続けまして、お諮りするものがマイナポータル サービス検索オンライン申請機能、通称ぴったりサービスと呼ばれているものについてでございます。

こちらは、資料の1ページを御覧ください。まず、1、マイナポータルとは、子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政機関からお知らせを受け取れたりする自分専用、申請者専用のサイトでございます。これまでは、内閣府が運営しておりましたが、このたびデジタル庁に移管されております。

続いて、マイナポータルでできることについてです。マイナポータルには、資料に記載のとおり様々な機能がありますが、さいたま市個人情報保護条例第8条の規定に基づき審議会に意見照会が必要な機能としては、(1)、サービス検索・オンライン申請機能、通称ぴったりサービスのみとなります。

続いて、3、ぴったりサービスの詳細です。ぴったりサービスでは、お住まいの市町村の子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請が行えます。

資料の2ページ目を御覧ください。こちらマイナポータルの検索画面のイメージとなります。こちらのほうで「さいたま市」と「妊娠・出産」のカテゴリを選択していただきますと、御覧のとおり、下のほう、「妊娠の届出」という手続が表示されます。現在は、リンクを設定した埼玉縣市町村電子申請サービスにこちらから画面遷移、移動しまして、手続をしていただいておりますが、こちらのオンライン申請機能を利用すると、ぴったりサービスの中で手続が完結するようになります。

続いて、資料3ページを御覧ください。電子計算機の結合です。ぴったりサービスのオンライン申請機能を利用する場合、先ほどの議案の埼玉縣市町村電子申請サービス同様、さいたま市以外の者が管理するシステムで、個人情報を含む申請データの受付を行うため、さいたま市が管理する端末で申請データを受信する際に、電子計算機の結合を行うこととなります。

下のイメージ図ですが、今回お諮りしている部分は、こちらの図のインターネットの下にあるぴったりサービスマイナポータル、こちらから下に伸びている矢印、これが市側が受け取るという流れになるわけなのですが、こちらの部分となっております。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。5のセキュリティーとなります。マイナポータル自体のセキュリティー対策としては、資料の1に記載のとおり、マイナンバーカードを用いた公的個人認証、通信の暗号化、利用者フォルダの厳格な管理、利用履歴の確認といった対策がされております。

また、さいたま市では、基幹系システムへのデータ取り込みに当たって、地方公共

団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに基づいたセキュリティー対策として、連携サーバーの設置、L G W A N—A S Pへの直接通信の禁止、通信先の限定、許可されていない端末からの通信禁止、ウイルス対策ソフトの導入及び最新の定義ファイルを常時更新、またOSの修正プログラム適用、ぴったりサービスとの通信の暗号化、ファイアウォール及び連携サーバーの通信の履歴の取得といった対策をセキュリティーとして行っております。

続いて、資料5ページを御覧ください。6、埼玉縣市町村電子申請サービスとの違いです。埼玉縣市町村電子申請サービスでもぴったりサービスと同様に、オンライン申請を受け付けることができますが、こちらのほうでは基幹系システムへのデータの取り込みができません。

一方、ぴったりサービスにおいては、制度・手続の追加は全国共通の制度・手続として国のほうで登録を行うことから、ぴったりサービスで全国的に行うことから、こちらのほうに新たに追加する場合は、デジタル庁との協議が必要となります。そのため、基幹系システムへのデータ取り込みを行う手続は、ぴったりサービスを利用し、その他の手続は埼玉縣市町村電子申請サービスを利用するなど、2つのシステムの使い分けが必要であると考えております。

続いて、7、電子計算機の結合により取り扱う個人情報です。現時点では、子育て関係15手続及び介護関係11手続の利用が予定されており、取り扱う個人情報は本日お配りした資料、こちらのとおりです。

また、対象手続をその他の基幹系業務に拡大する可能性が国のほうから示されておりまして、今後追加される可能性がある個人情報についても本日お配りした資料に記載しております。

そちらの資料は、補足資料という形で取り扱う個人情報一覧という形でお配りさせていただいておりますが、各手続の取扱いの個人情報につきましては、ここに記載のあるとおりです。また、手続が拡大された場合には、現在こちらで取り扱っておりません本籍ですとか印影、写真など、国が作成する全国共通様式というものが国から示されるのですが、そちらに記載するものが取扱いの対象となります。

続いて、8番、今後の予定でございます。ぴったりサービスから基幹系システムへのデータの取り込みについては、令和4年度中に原則全自治体、全国の自治体で実施することが閣議決定されているため、令和4年度の前半に連携サーバー等のセキュリティー対策を整え、年度の後半に運用を開始することを想定しております。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

何か御質問ございますか。

内田委員 2点教えていただきたいのですが、まず1つ目は、4ページにあるセキュリティについてなのですけれども、ただいまの説明でマイナポータルは内閣府からデジタル庁に移られたとおっしゃったのですけれども、これは内閣府によって実施されているというもので問題ないのでしょうか。

実施機関 すみません。資料を作成した時点では内閣府の所管であったのですけれども、このたびデジタル庁のほうに移管をされました。セキュリティー対策については、引き続き同様の対策が取られております。

内田委員 これは、デジタル庁と理解してよいですか。

実施機関 おっしゃるとおりです。

内田委員 分かりました。もう一点は、このポータルサイトを使わなくても、例えば2ページにある妊娠の届出というところにアクセスする方法が残されているというふうに理解してよろしいのですか。このポータルサイトを使わなければ、ここに行けないというような仕組みになってしまうということなのでしょうか。

実施機関 今、こちらのほうは、先ほどから出ております埼玉県の電子申請のほうでも受付は今可能となっております。マイナポータルから入られて、この届出をしたいという方には、こちらからそちらに画面遷移した上で手続を行っていただくような形になっておるのですが、こちらのほうの結合ができますと、直接こちらから県のほうに飛ばずに、このまま手続を進めることができるという形になります。

内田委員 その段階になってもそちらを通りたくない人はそちらからアクセスできるということとは残されているということですか。

実施機関 県のほうから直接アクセスできます。

内田委員 分かりました。ありがとうございました。

議長 そのほか何かありますか。

これ今まで埼玉県の箱に入れるというので随分やってきたのだけれども、結局最後は、こうやって内閣府のほうに取られてしまうのではないの、全部。大丈夫なのか。

実施機関 その点については、総務省に電話で確認を取りまして、このぴったりサービスのほうに自治体を取り扱っているあらゆる手続を全て取り込むのは、システムの規模的に不可能であるというふうな説明がありまして、そのため県の電子申請システムも今後とも必要なものであるというふうな見解をいただいております。

議長 だって、また国なんてすぐお金つけて大きくしてしまえば、全部できてしましますよ。

これ前から聞いていて、埼玉県の電子申請サービスを作っているのはいいのだけれども、お金かかるのでしょうかけれども、ではこういう形でまさに国とダブルになってしまったときに、一般の人にとってはどれだけメリットがあるのかがよく分からないです。何か振り回されているような感じがするのだけれども、そういう危険性は現場としては感じないですか。

実施機関 おっしゃるとおり、入り口が2つに分かれてしまうことで、市民の方が戸惑われる可能性というのは意識はしております。その対策の一つとしては、片方から入った、こちらで受付をしていたときに、別の入り口から入ったときに、本来の申請するサイトにリンクを設定して、適切に誘導するというやり方が一つはございます。あと、もう一つは、まだシステムの機能としては実装はされていないのですけれども、県の電子申請システムで入力した内容をぴったりサービスに転送するという機能が今計画されておりまして、もしこれが実現すると、市民の方は全て県の電子申請システムがさいたま市の窓口だと思っていただいて、でもその裏側ではぴったりサービスのほうに転送をされて、そのデータが資料の3ページにございますように、さいたま市の基幹システムの中に入っていくというような仕組みも考えられるところです。

実施機関 ちょっとネットワークの3層分離が絡んでおりまして、県の電子申請システムは、基幹系と呼ばれている住基ですとか、そういうものを扱っているネットワークに直接接続ができないものでございまして、今は県の受けた申請をダウンロードして基幹系のほうで処理をしているという形なのですが、ぴったりサービスを使いますと、直接、先ほどのセキュリティー等々をかけた上で、そのぴったりサービスから直接基幹系にデータを取り込むことができる。よって、今までは申請していただいた、こちら事務方の問題でもあるわけなのですけれども、要は申請してわざわざ1回ダウンロードとか印刷をした上でこちらで処理するという、ちょっとデータの流れるところが変わったりするものでございまして、なかなか、確かに市民の方は利便性としては、2つの入り口があるのは分からないところではございますけれども、それを1つのほうで、要は県のほうだけでも全ての手続が終わるような形での流れになるよう、今検討をしているところではございます。

議長 これまで埼玉県の電子申請サービスについてたくさん審議をしました。結構利用されているのですか、実際問題として。

実施機関 今年度に入ってからでも数万件の利用があります。

議長 電子申請ですよ。

実施機関 はい。

議長 何が一番多いのですか。

実施機関 水道の手続がかねてから利用率が非常に高いです。引っ越しをしたとき、新しく入居されたときの水道の開栓手続などです。

藤巻委員 お水のほうの水道ですね。

実施機関 開栓手続というのをネットでできるようになっています。

議長 ちょっと水道だけではもったいないですね。大いに利用されないと意味がないし、まして二重構造になって倍にお金がかかってくる場合もあります。

藤巻委員 マイナポータルという言葉もびったりサービスという言葉も今日初めて伺ったのです。本当に一般市民が日常生活上サービスが全てオンライン化されてしまうと、戸惑う高齢世帯って大変多いと思うのです。介護保険サービスを使っていれば、ケアマネジャーなどが家に入出入りすることで、これからのサービスは、コンピューターでみんなこうなるのですよぐらいの説明を受ける機会はあると思うけれども、そういう介護保険サービスも使っていない、元気で自立している高齢者世帯だとしても、こういう情報に接する機会がないとなると、本当に戸惑うと思うのです。その辺の市民の戸惑いに対して市としてはどういう対策を取られているのか。例えば市報だとか県民だよりに、今度どういうオンラインシステムが導入されてという分かりやすい説明などを広報するとか、あまり今までは見かけていないと思うのですから。

実施機関 このマイナポータルですとかびったりサービスに関して、市からちょっと積極的なお知らせをしたかどうかという、ちょっと私も把握はしていないのですけれども、電子申請システム、県の電子申請システムに関しては、これまでもたびたびご活用くださいというような案内を市報に載せております。

また、毎年、県が主体で電子申請推進月間というのがございまして、今までさいたま市では、その月間中にも市報に載せるといった対応しかしていなかったのですけれども、今年度の推進月間については、もっといろんな媒体を活用して、積極的な周知をしていくことを考えておりますので、その中にびったりサービスやマイナポータルに関する情報も盛り込むなど、しっかりお伝えするような工夫をしていけたらと思います。

野辺委員 それが必要だと思います。地域の高齢者の生活にとっては、やっぱり地域包括支援センターって一番身近な情報をもらえる窓口だと思うのですね。その地域包括支援センターのスタッフたちを対象としたこういうオンライン化の動きに対する学習会とかそういうのはあるのでしょうか。それは、やっぱり文書で通達するぐらいの感じですか。

実施機関 そうですね。今学習会というものについては、確かに行っていないところはあるのですけれども、今後ちょっと御意見を基に……



野辺委員 必要な場合があるのではないかなと思います。

議長 そういうことですがけれども、いろいろ展望もあるでしょうけれども、お仕事多くなるでしょうけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

一応議題は全部終わったということですのでよろしいですね。

どうも今日、長時間ありがとうございました。

〔実施機関（デジタル改革推進部）退室〕

## 報告事項

### （１）個人情報取扱事務の報告について

議長 次は、報告事項ということで、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、報告事項の個人情報取扱事務の報告について説明させていただきます。

この報告は、さいたま市個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づく、市長から本審議会宛てへの報告でございます。報告資料（１）を御覧ください。１ページ目、令和3年9月6日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和3年7月1日から8月31日までに届出がありました個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書となりまして、件数がそれぞれ開始が10件、変更が4件、廃止が2件となっております。なお、各届出書は、4ページから19ページまでに掲載されておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

報告は以上となります。

議長 何か御質問ございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 それでは、事務局にお返しいたします。

## 3 その他

事務局 御審議ありがとうございました。

現在の委員の皆様方につきましては、任期が10月21日までとなっております、今回の審議会をもちまして最終となる予定でございます。

ここで、任期満了に伴い、総務部長の穂刈から一言挨拶をさせていただきます。

総務部長 今、課長からお話がありましたとおり、本日をもちまして委員さんの任期中は審議会が最後となりますので、一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

委員の皆様には、日頃から情報公開制度、また個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営に当たりまして、格別な御理解、御支援を賜りまして、厚くお礼を申し上げたいと思っております。

皆様方が在任の2年間、この間に審議会が9回開催をされまして、計24件の議案の

審議に御尽力をいただきまして、様々な視点から御意見、御指摘等をいただきまして、大変有意義な審議、そして答申を行っていただけたと考えております。

現在も新型コロナウイルス感染症、まだまだ先が見えないような状況でございます。それぞれ御自身の健康等にも御留意等をいただくとともに、今後ともさいたま市政の発展のために御協力をいただければと考えております。

2年間いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

議長

ありがとうございました。

それでは、どうでしょうか。最後でございますので、各委員さんから一言ずついただくということよろしいでしょうか。

各委員

(各委員あいさつ)

事務局

改めまして、委員の皆様方におかれましては、2年間大変ありがとうございました。

それでは、参考までに、次回、令和3年度11月16日火曜日、午後1時半から第4回の審議会を開催する予定となっております。

引き続き委員をお願いする委員の皆様方につきましては、改めて開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長

どうも今日はありがとうございました。